

最高裁総三第44号

(説明-01)

平成26年2月27日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎

「刑事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」の一部改正について（通達）

平成23年1月13日付け最高裁総三第000004号総務局長通達「刑事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」の一部を下記のように改正します。なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 1 記以外の部分中「平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け及び保存に関する事務の取扱いについて」」を「平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」」に改める。
- 2 記第2の1の(1)中「平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け及び保存について」」を「平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」」に、「すべて」を「全て」に改める。

付 記

この通達は、平成26年2月27日から実施する。

(庶ろー15-B)

平成25年11月7日

地方裁判所事務局総務課長 殿（東京、大阪を除く。）

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 若井啓悟

刑事裁判事務支援システムのプログラム修正による画面表示
等の変更点について（事務連絡）

標記のシステム（以下「KEITAS」という。）について、この度、これまで
ユーザサポートや所管係に寄せられた問い合わせを踏まえ、操作性を向上させることなどを目的として、プログラムの修正を行います。

については、プログラム修正後は画面表示等の一部が別添のとおり変更されますので、関係職員に周知してください。

なお、プログラム修正作業は、既にKEITASのお知らせ欄に掲載したとおり、
11月12日（火）午後9時から同月13日（水）午前6時までの間に行います。
この時間帯はKEITASを利用することができません。また、同欄に掲載した留
意事項（プログラム修正をしたKEITASへログインする際に表示されるメッセ
ージ等）についても確認するよう併せて周知してください。

おって、KEITASオンラインヘルプの改訂については、今回のプログラム修
正による変更点を反映次第、改訂した旨を同欄に掲載します。

KEITAS プログラム修正による画面表示等の変更点

はじめに

これまでユーザサポートや所管係に寄せられた問い合わせを踏まえ、操作性を向上させること等を目的として、プログラムの修正を行います。今回のプログラム修正により、従前から画面表示等が変更となる点は、次の表のとおりです。

| 画面・帳票名 | 変更の概要 |
|---------------------|--|
| 1 AS24_事件入力画面（令状） | 勾留（再）延長ボタンの利用方法に関する注意書きを画面上追加します。 |
| 2 BS10_接見等禁止決定書印刷画面 | 「主文」欄を必須入力項目に変更します。 |
| 3 YS13_事件関係送付一覧印刷画面 | 勾留関係の事件関係送付一覧に表示される文書の標目に「接禁」、「却下」を追加し、これらの項目が初期表示されるようになります。 |
| 4 BS03_身柄詳細入力画面 | 身柄裁判要旨として選択可能な項目を追加します。 |
| 5 ESO3_押収物個別情報入力画面 | 処分事由情報タブにおける「処分事由一覧」を「承認済の処分事由一覧」と名称を修正した上、同一覧中の処分事由等を修正する際の注意書きを画面上追加します。 |
| 6 FSO2_事件票入力画面 | 「登録」ボタン押下後は事件番号欄が非活性となります。 |
| 7 ZS28_ユーザ登録・訂正画面 | システム使用開始日当日にユーザ情報の登録、訂正が可能になります。 |
| 8 ZS45_問い合わせ画面 | 係の追加、接見等禁止決定書主文パターンの変更等の一定の問い合わせ類型については、専用の問い合わせファイルを使うことで対応を早めます。 |

具体的な変更内容は、次のとおりですので、KEITAS を操作する際の参考としてください。

1 事件入力画面（令状）（AS24）における「勾留（再）延長」ボタンの利用方法に関する注意書きの追加

変更前

「勾留（再）延長（む）」ボタン及び「勾留（再）延長（る）」ボタンは、同一事件に関する勾留（再）延長について登録する場合にのみ利用する点が、画面上明確になっておらず、誤った利用でデータに不具合が生じるケースが発生していました（※）。

※ 事件入力画面（令状）（AS24）の「勾留（再）延長」ボタンは、同一被疑者の勾留請求事件が登録されている場合に、当該勾留の（再）延長請求事件を登録する場合に限って利用できるものです。

しかし、このボタンからあらゆる勾留（再）延長請求事件の受付が行えるものと誤解した結果、勾留請求事件の事件入力画面（令状）（AS24）に表示されている被疑者以外の被疑者の勾留延長請求事件の受付をする際にこのボタンから事件入力画面（令状）（AS24）を開いて受付をしてしまうケースが発生しました。

この場合、被疑者名が受付をしたい被疑者とは別の被疑者名が表示されるため、利用者としては被疑者名を書き換えますが、それをするとき元々の勾留請求事件の被疑者名まで連動して書き換わってしまいます。なお、この連動を解除するためには、保守業者によるデータ修正を行う必要があります。



変更後

異なる事件に関する勾留（再）延長請求事件を登録する際に誤って同ボタンを利用することがないよう、画面上注意書きを追加します。

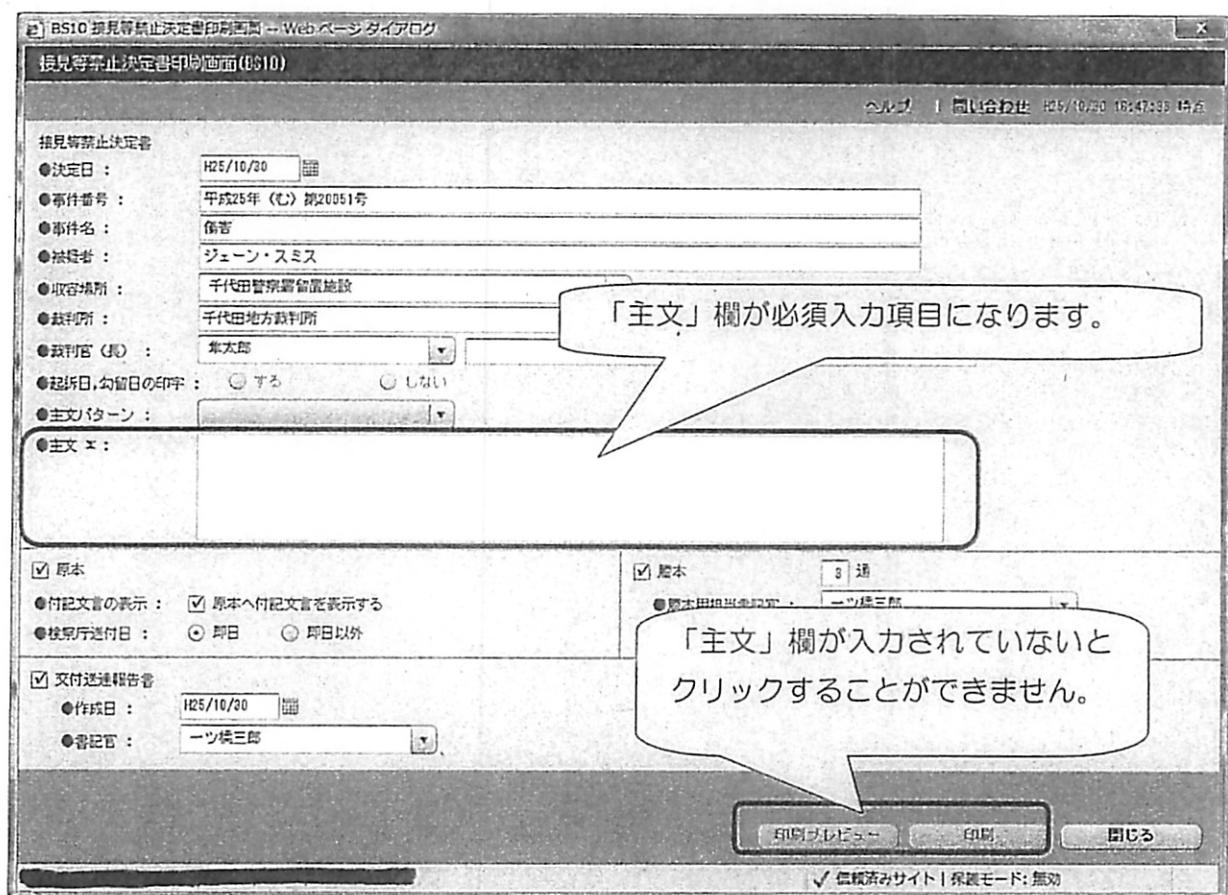
変更前

変更後

2 接見等禁止決定書印刷画面（BS10）における「主文」欄について

变更点

「主文」欄が必須入力項目となり、「主文」欄が空欄の場合、「印刷プレビュー」ボタン及び「印刷」ボタンが押下できなくなります。これにより主文欄の記載がない接見等禁止決定書及び同暦本の誤作成を防ぎます。



3 事件関係送付一覧印刷画面(YS13)における「文書の標目」の項目追加等

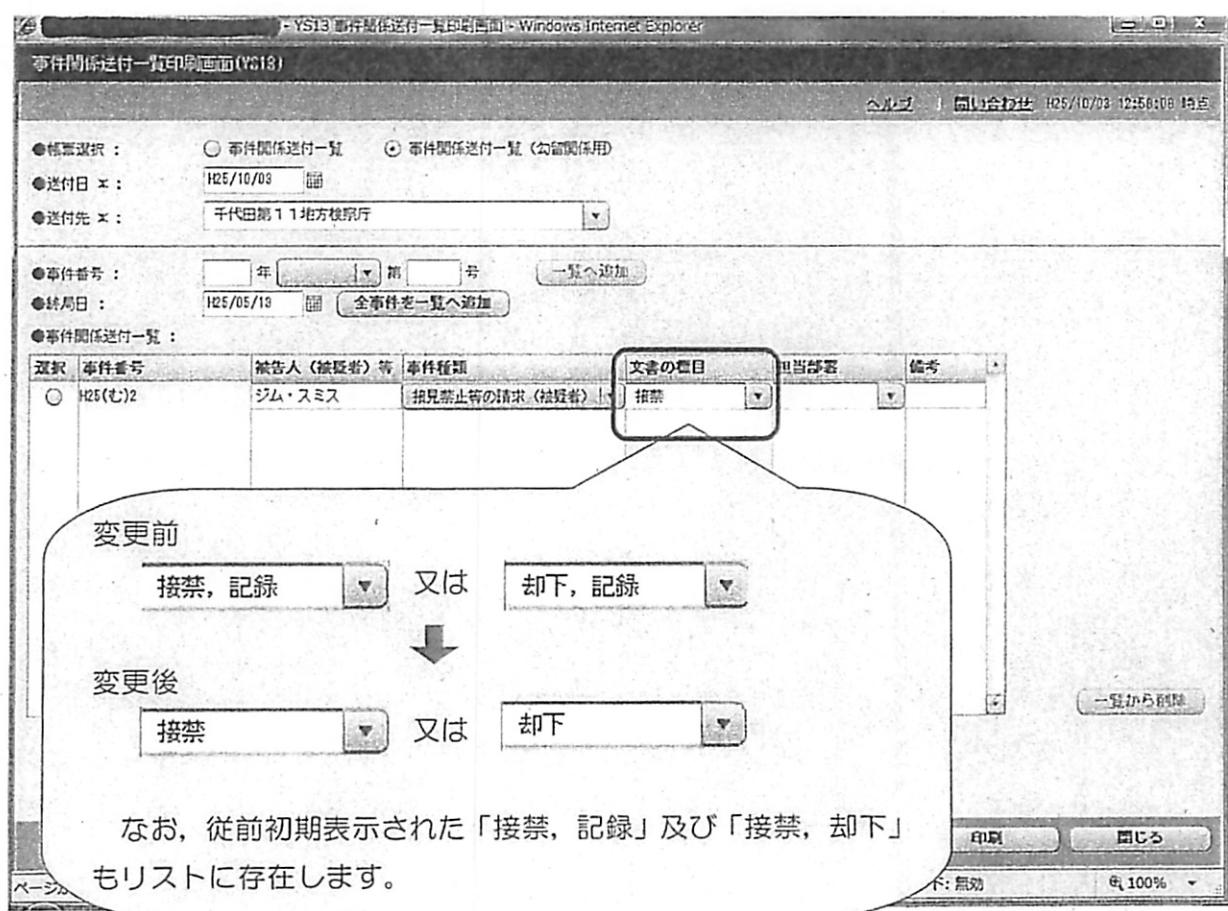
変更前

勾留関係の事件関係送付一覧に表示される文書の標目について、事件種類として、「接見禁止等の請求(被疑者)」又は「接見禁止等の請求(被告人)」を選択した際、初期表示される文書の標目が、「接禁、記録」、「却下、記録」であるため、勾留請求と同時に行われる接見禁止等の請求のように、接見禁止決定等の請求自体では返還する検査記録がない場合は、「、記録」を手作業で削除する必要がありました。



変更後

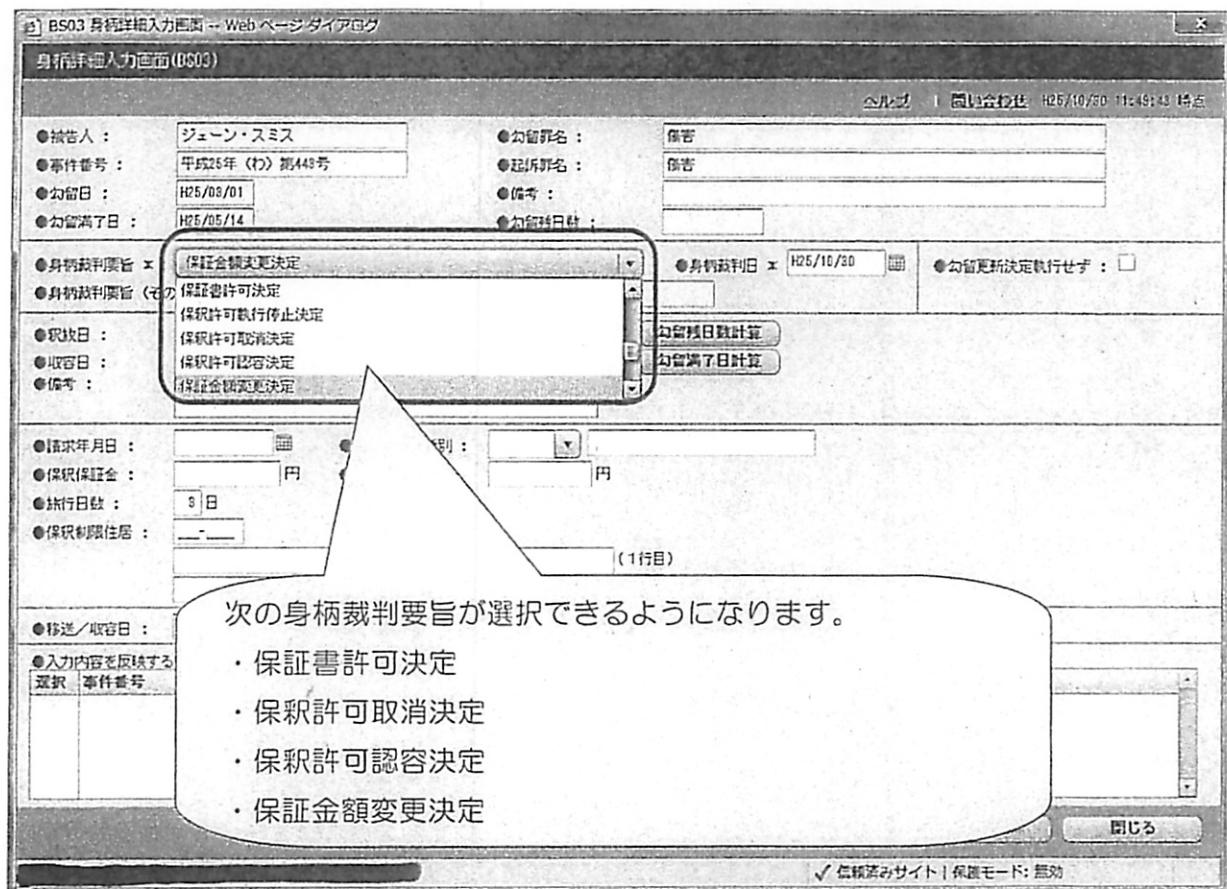
勾留関係の事件関係送付一覧に表示される文書の標目に「接禁」、「却下」を追加し、事件種類として「接見禁止等請求(被疑者)」又は「接見禁止等請求(被告人)」を選択した際は、これらのいずれかが初期表示されるように変更します。



4 身柄詳細入力画面 (BS03) における身柄裁判要旨の項目追加等

変更点

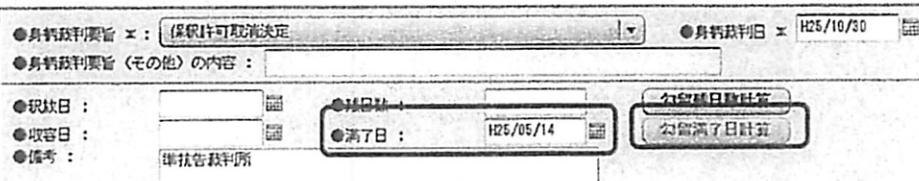
「身柄裁判要旨」欄の項目として「保証書許可決定」、「保釈許可取消決定」、「保釈許可認容決定」、「保証金額変更決定」を追加します。



注意

【「保釈許可取消決定」を選択した際の勾留満了日について】

「身柄裁判要旨」欄に「保釈許可取消決定」を選択して入力した場合、「勾留満了日計算」ボタンを使って勾留満了日を入力することはできませんので、「満了日」欄に手入力又はカレンダーアイコンをクリックして入力してください。



なお、身柄詳細入力画面（BS03）の「保釈保証金」欄には数字しか入力できませんので、必要に応じて備考欄を御利用ください。

（参考）「身柄裁判要旨」欄に「保証金額変更決定」を選択した場合の入力例

身柄詳細入力画面（BS03）

| | | | | |
|-------------------|---------------|------------|---|---|
| ●身柄裁判要旨 * : | 保証金額変更決定 | | 備考欄に入力することで、保証金額変更決定で増額又は減額となった金額を明らかにできます。 | |
| ●身柄裁判要旨（その他）の内容 : | | | | |
| ●釈放日 : | H25/04/01 | ●残 | | |
| ●収容日 : | | ●満了日 : | | |
| ●備考 : | 抗告裁判所（増額20万円） | | | |
| ●請求年月日 : | | ●保釈請求者種別 : | | |
| ●保釈保証金 : | 1,200,000 | 円 | ●うち保証書 : | 円 |
| ●旅行日数 : | 8 | 日 | | |

身柄入力画面（BS02）

身柄詳細入力画面の備考欄に入力した内容が身柄入力画面の身柄裁判履歴一覧の備考欄に表示されます。

| 身柄裁判履歴一覧 | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------|------------|-----------|-----------|-------|--------|-----|-----------|------------------|
| 選択 | 身柄裁判日 | 身柄裁判要旨 | 釈放日 | 保釈保証金 | うち保証書 | 満了日 | 満了日 | 勾留満了日 | 備考 |
| <input type="radio"/> | H25/03/30 | 保釈許可決定 | | 1,000,000 | | | | H25/05/14 | 25.5.14 抗告... |
| <input checked="" type="radio"/> | H25/03/30 | 保釈許可執行停止決定 | | | | | | | |
| <input checked="" type="radio"/> | H25/04/01 | 保証金額変更決定 | H25/04/01 | 1,200,000 | | 1月と18日 | | | |

勾留票

| 事 項 名 | 身柄に関する裁判 | | | 釈 放 | | | 収容 年 月 日 | 満了 年 月 日 | 備 考 |
|--------------|-------------|------------|-------------|-----------------------|------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 年 月 日 | 要 旨 | 年 月 日 | 保 釈 保 証 金 | 残 額 | | | | |
| 千代田地方 裁判所 | | | | | | | | | |
| | 25.3.30 | 保釈許可決定 | | 1,000, | | | | 25.5.14 | |
| | 25.3.30 | 保釈許可執行停止決定 | | | | | | | |
| | 25.4.1 | 保証金額変更決定 | 25.4.1 | 1,200,000 | 1月と 13日 | | | | 抗告裁判所（増額20万 円） |

身柄詳細入力画面の備考欄に入力した内容が勾留票の備考欄に印字されます。

5 押収物個別情報入力画面（ES03）処分事由情報タブにおいて表示されている文言等の変更

麥更点

- ①「処分事由一覧」に表示されている情報は処分承認済の処分事由である点を明示するため、「承認済の処分事由一覧」と名称を変更します。
 - ②「承認済の処分事由一覧」に表示される行数を1行から2行に変更します。
 - ③「承認済の処分事由一覧」中の「処分事由」及び「処分事由発生日」の修正方法に関する注意を画面上追加します。

变更前

| | | | | | |
|--------|---------|------|--------|------------|------------|
| 處罰事由一覽 | 引領・保管登録 | 領出登録 | 處分事由情報 | 保管物主任官處分登録 | 保管物主任官處分情報 |
|--------|---------|------|--------|------------|------------|

| ●處分事由選択日 | <input type="text" value=""/> | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|-----------|-------|-------|-------|----|-----------|----|-----------|-----|-----|---|--|--|--|--|
| ●處分事由 | <input type="text"/> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●備考 | <input type="text"/> | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●處分事由一覽 | <table border="1"> <tr> <th>處分事由...</th> <th>處分事由</th> <th>處分登記日</th> <th>處分承認者</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>124/01/01</td> <td>上訴</td> <td>124/11/26</td> <td>公 判</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 處分事由... | 處分事由 | 處分登記日 | 處分承認者 | 備考 | 124/01/01 | 上訴 | 124/11/26 | 公 判 | ... | 1 | | | | |
| 處分事由... | 處分事由 | 處分登記日 | 處分承認者 | 備考 | | | | | | | | | | | | |
| 124/01/01 | 上訴 | 124/11/26 | 公 判 | ... | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |

變更後

| 権利登記簿 | 引当・譲受登記 | 提出登記 | 権利分由情報 | 譲受物主任官長分情報 | 係官物主任官長分情報 | | | | | | | | |
|-------------------|--|---------|---|------------|------------|-------------------|-------|-------|----|------------------|------------|---------|--|
| ① | ② | ③ | 注記!! 権利登記の区分事由等を修正するには、 区分登記の取消を行なう必要があります。 | | | | | | | | | | |
| 元区分の 区分事由一覧 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分事由... 1. * 分区事由</th> <th>区分登記日</th> <th>区分登記者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010/10/01 上場</td> <td>2010/10/01</td> <td>公 判 ...</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 区分事由... 1. * 分区事由 | 区分登記日 | 区分登記者 | 備考 | 2010/10/01 上場 | 2010/10/01 | 公 判 ... | |
| 区分事由... 1. * 分区事由 | 区分登記日 | 区分登記者 | 備考 | | | | | | | | | | |
| 2010/10/01 上場 | 2010/10/01 | 公 判 ... | | | | | | | | | | | |

●保管金引掛済み :

一覧へ追加 稽正反映 クリア

個別情報一覧 引建・保管情報 仮出借履歴 处分事由情報 拝取物主任官処分情報 保管物主任官処分情報

●処分事由発生日 :

●処分事由 :

●備考 :

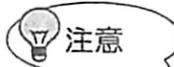
注意！！
承認済の処分事由等を作正するには、
処分承認の取消を行う必要があります。

●承認済の
処分事由一覧 :

| 処分事由... | 処分事由 | 処分承認日 | 処分承認者 | 備考 |
|-----------|------|-----------|-------|----|
| H25/10/00 | 上訴 | H25/10/00 | 公判... | |

登録 閉じる

✓ 信頼済みサイト | 保護モード: 無効



【重認清の処分事由等の修正について】

処分事由等を登録後、処分引継前であれば、処分承認を取り消して登録内容を修正することが可能ですが、処分引継後や新たな処分事由登録後は画面上からは修正できなくなります。

処分引継後や新たな処分事由登録後に処分事由等を修正する必要がある場合は、ユーザサポート窓口に連絡してください。

6 事件票入力画面 (FS02) における事件票登録後の事件番号欄の制御の変更について

変更点

- ①事件票登録後に事件番号の変更をすると、事件票データを正常に送信できないため、事件票登録後は、そもそも事件番号の変更ができないように制御を追加します（一時保存中は変更が可能です。）。
- ②事件番号が複数ある場合の事件番号選択に関する注意を画面上に追加します。

注意

【事件票登録後の事件番号の修正について】

事件票登録後に事件番号を修正する場合は、従前と同様、その事件票情報を削除した上で、再度事件票を登録してください。

なお、「統計 ID」欄及び「状態」欄が空白になってはじめて当該事件票は削除されることになります（「削除」ボタン押下後、長くて2時間程度要することがあります。）ので、その点を確認した上で、再度事件票を登録してください。

FS02 事件票入力画面 -- Web ページ ダイアログ

事件票入力画面 (FS02)

●担当部・係 : 刑事部 2係 ●事件番号 : 平成25年(わ)第445号
●認定罪名 : ●被告人 : ジューン・スミス
●統計ID : KT1500044489 ●状態 : 事件票データ送信待ち

スループ : 開始操作日: H25/10/20 14:27:23 時点

通常事件票1 通常事件票2 通常事件票3 被告者参加 被告員裁判1 被告員裁判2 被告員裁判3

(1)事件番号 ✕ : 平成25年(わ)第445号 (2)罪名 (有罪のときは起訴罪名、有罪以外のときは起訴の重い罪名)
表示・検索 未遂 : □

(7)審理期間 (全事件について)
受理日 ✕ : H25/09/03
第1回公判期日 : H25/10/09
終了日 : H25/10/30
※ (不起訴がない場合は入力しない)

①事件票登録後、非活性となるため、登録後、誤って事件番号を変更することがあります。

②注意を画面上に追加しました。

国名等 : 通訳言語等 : (5)受取区分 : 起訴 (6)即決裁判手続 (申立てがあった場合のみ入力)
法250条の1の決定 : 法250条の11第1項の決定 :

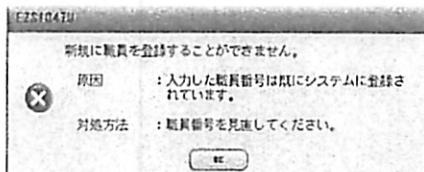
公判が開かれた合計時間 : 分
単独・合議の別 ✕ : 単独 (10)弁護人 (全事件について)
被辯護者の選任の有無 ✕ : 国改
私選 ✕ : 0人 国選 ✕ : 1人
強制弁護事件 (法289条、316条の29、350条の3) ✕ : はい (11)自白の程度 (全事件について) ✕ : 白白

登録 省略 一時保存 閉じる ✓ 信頼読みサイト | 保護モード: 無効

7 ユーザ登録・訂正画面 (ZS28) における制御の変更

変更前

異動元庁の KEITAS ユーザとして登録されている職員について、異動先庁で、システム使用開始日当日に登録を行おうとすると、以下のメッセージが表示され、登録が行えませんでした（※）。



※ 例えば、A 庁で KEITAS ユーザとして登録されていた「一つ橋三郎」という職員が、平成 26 年 4 月 1 日付けで B 庁に異動になった場合、B 庁で「一つ橋三郎」をユーザ登録・訂正画面 (ZS28) から登録する際、システム使用開始日を「平成 26 年 4 月 1 日」として同日に登録を行おうとすると、上記のエラーメッセージが表示され、登録ができませんでした。

↓

変更後

異動元庁で KEITAS ユーザとして登録されている職員について、異動先庁で、システム使用開始日当日でも登録が可能となります。

ZS28 ユーザ登録・訂正画面 (Windows Internet Explorer)

ユーザ登録・訂正画面 (ZS28)

●裁判所 ✕ : 千代田第10地方裁判所 ●担当部 : ●担当係 : 検索 クリア

●所属職員一覧 : 総件数: 167件

| 選択 | 職員番号 | 職員名 | 部署 | 係 | 官職 | アクセス権限 | システム登録日 | 兼任 |
|----------------------------------|---------------|----------|-------|---|-----|------------------------|-----------|----|
| <input checked="" type="radio"/> | ken3000100079 | 一つ橋三郎 79 | 刑事第1部 | | 書記官 | 刑事部管理職ユーザ, 公判部ユーザ, ... | H22/12/01 | あり |
| <input checked="" type="radio"/> | ken3000100080 | 一つ橋三郎 80 | 刑事第1部 | | 書記官 | 刑事部管理職ユーザ, 公判部ユーザ, ... | H22/12/01 | あり |
| <input checked="" type="radio"/> | ken3000100081 | 一つ橋三郎 81 | 刑事第2部 | | 書記官 | 刑事部管理職ユーザ, ユーザ登録担当者 | H24/07/01 | あり |

新規追加

●職員番号 : ken3000100081 ●兼任情報一覧 :

●職員名 ✕ : 一つ橋三郎 81 選択 主・14 裁判所 部署 係 官職 書記官 書記官

●（検索用正字） : 一つ橋三郎 81

●方け ✕ : ヒトガタ

●メールアドレス :

●パスワード ✕ :

●裁判所 ✕ : 千代田第10地方裁判所

●係 :

●内線番号 :

●ダイヤルイン番号 :

●システム使用開始日 ✕ : H26/04/01

●官職 ✕ : 書記官 ●裁判官区分 :

●FAX番号 :

●システム使用終了日 :

登録 削除 終じる

メッセージ: 異動元庁で KEITAS ユーザとして登録されていても、異動先庁でシステム使用開始日当日に登録を行うことができるようになります。

登録権限名

刑事部管理職ユーザ
 訴訟ユーザ
 令状事務担当者ユーザ
 公判部ユーザ
 速記官ユーザ

ページが表示されました

信頼読みサイト | 保護モード: 無効 100% 9

8 問い合わせ画面 (ZS45) における問い合わせ専用ファイルダウンロード機能の追加

変更点

- ① 次の類型の問い合わせについては、オンラインヘルプの個別画面説明でダウンロードした問い合わせ専用ファイルに必要事項を記入して、ユーザサポートにメールで送信することになります。
 - ・事件削除
 - ・係の追加
 - ・押収物の処分事由の削除
 - ・押収番号の削除
 - ・接見等禁止決定書の主文の変更
- ② ①に関する説明を画面上追加します。

- ZS45 問い合わせ画面 - Windows Internet Explorer

問い合わせ画面 (ZS45)

メールによるお問い合わせ :

① 操作方法に関する質問
② その他システムに関する質問・意見
③ 不具合の連絡

メール受付時間 24時間365日
ユーザサポート対応時間 月～金 (裁判所の休日を除く) 9:00～17:30
＊KEITASのユーザサポート業者がお問い合わせに応じます。
＊原則として当日中にご回答いたしますが、上記対応時間外に、メール
を受信した場合は、翌日以降のご回答となりますので御了承ください。

★次の問い合わせについては、専用の問い合わせファイルがありますので、そちらに必要事項を記入した上、本画面の右上部の「メールによるお問い合わせ」の「② その他システムに関する質問・意見」をクリックして開いたメールに添付して、ユーザサポートまで送信してください。
問い合わせファイルは、本画面の個別画面説明(①(4)「定型のお問い合わせについて」)からダウンロードできますので、
右上の「ヘルプ」をクリックしてください。

1 事件削除
2 係の追加
3 押収物の処分事由の削除
4 押収番号の削除
5 接見等禁止決定書の主文の変更

●電話によるお問い合わせ :

電話受付時間 月～金 (裁判所の休日を除く) 9:00～17:30

ZS45 問い合わせ画面

● メールによるお問い合わせ、電話によるお問い合わせ先の情報を確認します。

①

● メールによるお問い合わせ :

(1) 操作方法に関する質問
(2) その他システムに関する質問・意見
(3) 不具合の連絡

メール受付時間 24時間365日
ユーザサポート対応時間 月～金 (裁判所の休日を除く) 9:00～17:30
＊原則として当日中にご回答いたしますが、上記対応時間外に、メール
を受信した場合は、翌日以降のご回答となりますので御了承ください。

(4) 定型のお問い合わせについて

- ・ 専用の問い合わせファイル (エクセル形式) をクリックしてダウンロードする
- ・ 必要事項を記入した問い合わせファイルを添付して、ユーザサポートに送信する

該当項目をクリックして、問い合わせファイルをダウンロードする
ことが可能です。

1 事件削除

- ・ 記録引継や事件の併合・分離を行ったため、刑事部管理職ユーザでも事件削除ができなくなった場合は、こちらからエクセルファイルをダウンロードして事件削除を依頼してください。

2 係の追加

- ・ 増員等により係が増設されることとなった場合は、こちらからエクセルファイルを

(庶ろ-15-B)

平成25年12月25日

地方裁判所事務局総務課長 殿（東京、大阪を除く。）

地方裁判所事務局総務課文書企画官 殿

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 若井啓悟

刑事裁判事務支援システム（KEITAS）から出力される
月報・年表入力システム読み込みデータの集計条件の変更につ
いて（事務連絡）

標記のデータのうち、被告人の処遇（勾留・保釈関係）年表（2120表）に關
する部分の集計条件を、下記のとおり変更します。

ついては、12月27日からは変更後の集計条件で同データが出力される旨を関
係職員に周知してください。

なお、本変更の作業によりKEITASを利用することができない期間は、あり
ません。

おって、KEITASオンラインヘルプについては今後改訂予定であり、今回の
変更を反映次第、その旨をKEITASお知らせ欄に掲載します。

記

1 変更内容

別紙のとおり

2 主たる変更点

(1) 数値が出力できるようになったもの

保釈許可決定の取消し、勾留執行停止決定の取消し及び勾留執行停止期間の
満了等によって勾留された人員数について、数値の出力ができるようになった

（従前は、出力できない人員数を月報・年表入力システムで数値を補完する必要があった（現行のKEITAS操作マニュアル付録1 統計関係マニュアル6 3ページ参照）。）。

（2）数値を出力できないもの

ア 別紙の「勾留・保釈に関する手続表」の<3>、<7>、<9>、<10>及び<14>で集計される身柄裁判履歴のうち、逃亡などの理由により被告人が収容されおらず、収容日が入力されていないものについては、集計条件（収容日が入力されていること。）に合致しないため、その分の人員数を数値として出力することはできない。

イ KEITASで公訴事実の分離の処理（一つの事件カード中の公訴事実を分離すること。）を行った事件についての身柄情報は、事件の具体的な内容を検討しなければ、終局前と終局後の集計区分の別が判断できない場合があるため、分離前及び分離後の身柄情報全部についてデータ出力の対象外とした。

被告人の処遇年表の出力データについて

被告人の処遇（勾留・保釈関係）年表（2120表）については、「勾留・保釈に関する手続表」の〈1〉から〈14〉までの数値を、「集計項目・条件表」記載の集計条件に基づいて出力します。各項目は、集計条件を全て満たしたときに数値を出力しますので、本年表に係る事件情報等をKEITASに入力しているにもかかわらず数値として出力されないような場合など、数値の正否等を確認する必要が生じた場合には、「集計項目・条件表」を参考に、KEITASに入力されている内容を確認してください。

なお、集計条件は「新・勾留票の一生」（会報書記官第16号）の記載に準拠しているため、これと異なる入力を行っている場合（※1）や業務的に一般的でない事案（※2）については、正確な数値を出力することができません。これらの場合は裁判統計報告書（月報・年表）作成要領に従い、KEITASの検索機能を利用し、又は事件記録等を参照の上、「月報・年表入力システム」において当該統計データを補完してください。

- ※1 例えば、実刑収容の場合に、収容日を、身柄裁判要旨が「判決（実刑）」の身柄裁判履歴の「収容日」欄ではなく、身柄裁判要旨が「保釈許可決定」の「収容日」欄に入力すると、実刑収容の場合、本来であれば「当該年度に勾留状を発付された被告人員」の「終局後」の区分及び「（うち）刑訴法343条の保釈失効人員」の「終局後」の区分に計上すべきですが、前者については〈9〉の③、後者については〈10〉の③に該当しないことになるため出力されません。
- ※2 「勾留・保釈に関する手続表」の〈3〉、〈7〉、〈9〉、〈10〉及び〈14〉で集計される身柄裁判履歴のうち、逃亡などの理由により被告人が収容されておらず、収容日が入力されていないものについては、集計条件（収容日が入力されていること。）に合致しないため、その分の人員数を数値として出力することができません。
- ・KEITASで公訴事実の分離の処理を行った事件についての身柄情報は、事件の具体的な内容を検討しなければ、終局前と終局後の集計区分の別か判断できない場合があるため、分離前及び分離後の身柄情報全部についてデータ出力の対象外となっています。

刑事年No.2 被告人の処遇（勾留・保釈関係）年表
[2120] 表1 勾留・保釈に関する手続表

| 終局前後別 | 当該年度に勾留状を発付された被告人員 (うち)刑訴法343条の保釈失効人員 | 当該年度に勾留を取り消された人員 | | | 当該年度に保釈を許可された人員 | | | 当該年度に勾留の執行を停止された人員 | | | 当該年度に保釈を取消された人員 | | | |
|-------------------|--|------------------|----|--------|-----------------|-----------|---------------|--------------------|--------------------|----|-----------------|----|---------------|----|
| | | 刑訴法87条 | | 刑訴法91条 | (うち)刑訴法90条の保釈 | | (うち)刑訴法91条の保釈 | | (うち)刑訴法343条の再保釈の人員 | | (うち)刑訴法90条の保釈 | | (うち)刑訴法91条の保釈 | |
| | | 請求 | 職權 | | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 |
| 1 終局前 (被告人) | 〈1〉+〈2〉+〈3〉 | ★1 | | | | 〈4〉-〈5〉 | | | ★1 | | 〈6〉 | | 〈7〉 | |
| 2 終局前 (被疑者) | ★1 | ★1 | | | | ★1 | ★1 | ★1 | ★1 | | | | ★1 | |
| 3 終局後 | 〈8〉+〈9〉 | 〈10〉 | | | | 〈11〉-〈12〉 | | | | | 〈13〉 | | 〈14〉 | |

い ろ は に ほ へ と ち り め る

※グレーの部分はKEITASに数値がなく、また★1は「報告対象外の項目」であるため、KEITASから数値は出力されません。前者については、月報・年表入力システムで補完が必要です。

【集計項目・条件表】

| 項目No. | 集計項目（画面項目）等※ | 集計条件等 |
|---|--|--|
| <1> ①から④ の全ての 条件を満 たす身柄 | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」（(刑わ)、(特わ)及び(合わ)を含む。）又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「受付区分」 | ②「移送(刑訴法332条)」、「移送(その他)」、「回付」及び「その他」以外であること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「受理日」 身柄入力画面(BS02)の「勾留日」 | ③「受理日」と「勾留日」を比較して新しい方の日付(基準日)に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「受理日」 身柄入力画面(BS02)の「勾留日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ④⑤の「基準日」が「終局日」以前（「終局日」を含む。基準日が「終局日」と同一の場合は、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されていること。）であること。 |
| <2> ①から⑤ の全ての 条件を満 たす身柄 | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」（(刑わ)、(特わ)及び(合わ)を含む。）又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「受付区分」 | ②「移送(刑訴法332条)」、「移送(その他)」、「回付」又は「その他」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「勾留日」 | ③「勾留日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「受理日」 身柄入力画面(BS02)の「勾留日」 | ④「勾留日」が「受理日」以降（「受理日」を含む。）であること。 |
| <3> ①から⑤ の全ての 条件を満 たす身柄 裁判履歴 | 身柄入力画面(BS02)の「勾留日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑤「勾留日」が「終局日」以前（「終局日」を含む。「勾留日」が「終局日」と同一の場合は、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されていること。）であること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」（(刑わ)、(特わ)及び(合わ)を含む。）又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」ではないこと。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「受理日」 | ④「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」が「受理日」以降（「受理日」を含む。）であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑤「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」が「終局日」以前（「終局日」を含む。「収容日」が「終局日」と同一の場合は、当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されていること。）であること。 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>④ ①から⑥ の全て の 条件を満 たす身柄 裁判履歴</p> | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」((刑わ), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「保釈許可決定」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「受理日」 | ④「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「受理日」以降(「受理日」を含む。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑤「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「終局日」以前(「終局日」を含む。「身柄裁判日」が「終局日」と同一の場合は、当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されていること。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「釈放日」 | ⑥①から⑤の条件に該当する身柄裁判履歴のうち、「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が同一の身柄裁判履歴が複数ある場合は、「釈放日」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ①身柄裁判履歴一覧の「身柄裁判要旨」が「保釈許可取消決定」であること。 |
| <p>⑤ ①から③ の全て の 条件を満 たす身柄 裁判履歴</p> | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」 | ②④の全条件を満たす身柄裁判履歴のうち最も古い身柄裁判履歴より後に登録されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「終局日」以前(「終局日」を含む。「身柄裁判日」が「終局日」と同一の場合は、当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されていること)であること。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」((刑わ), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| <p>⑥ ①から⑥ の全て の 条件を満 たす身柄 裁判履歴</p> | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「勾留執行停止決定」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「受理日」 | ④「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「受理日」以降(「受理日」を含む。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑤「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「終局日」以前(「終局日」を含む。「身柄裁判日」が「終局日」と同一の場合は、当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されていること。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「釈放日」 | ⑥「身柄裁判履歴一覧」の「釈放日」が入力されていること。 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>⑦ ①から⑥ の全ての 条件を満 たす身柄 裁判履歴</p> | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」((刑わ), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「保釈取消決定」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「受理日」 | ④「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「受理日」以降(「受理日」を含む。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑤「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「終局日」以前(「終局日」を含む。「身柄裁判日」が「終局日」と同一の場合は、当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されていること。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 | ⑥「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」が入力されていること。 |
| <p>⑧ ①から③ の全ての 条件を満 たす身柄</p> | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」((刑わ), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「勾留日」 | ②「勾留日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「勾留日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ③「勾留日」が「終局日」以降(「終局日」を含む。「勾留日」が「終局日」と同一の場合は、「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されている場合、集計対象としない。)であること。 |
| <p>⑨ ①から③ の全ての 条件を満 たす身柄 裁判履歴</p> | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」((刑わ), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」が「終局日」以降(「終局日」を含む。「収容日」が「終局日」と同一の場合は、当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」、「判決(執行猶予)」、「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されている場合、集計対象としない。)であること。 |

| | | |
|--|---|---|
| <10> ①から⑦ の全ての 条件を満 たす身柄 裁判履歴 | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」(「刑わ」), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」である身柄裁判履歴が登録されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 | ③②の身柄裁判履歴の「収容日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 | ④②の身柄裁判履歴の「収容日」が「終局日」以降(「終局日」を含む。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑤「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「保釈許可決定」の身柄裁判履歴が登録されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 | ⑥⑤の身柄裁判履歴の「身柄裁判日」が「終局日」よりも前(「終局日」を含まない。)であること。 |
| <11> ①から⑤ の全ての 条件を満 たす身柄 裁判履歴 | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑦⑤の身柄裁判履歴(ただし、「身柄裁判履歴一覧」において「身柄裁判要旨」が「保釈許可決定」の身柄裁判履歴が複数ある場合は、最新のものに限る。)と②の身柄裁判履歴との間に、「身柄裁判要旨」が「保釈取消決定」又は「勾留執行停止決定」の身柄裁判履歴が登録されていないこと。 |
| | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」(「刑わ」), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「保釈許可決定」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ④「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「終局日」以降(「終局日」を含む。「身柄裁判日」が「終局日」と同一の場合は、当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」,「判決(執行猶予)」,「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されている場合、集計対象としない。)であること。 |
| <12> ①と②の 条件を満 たす身柄 裁判履歴 | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ⑤①から④の条件に該当する身柄裁判履歴のうち、「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が同一の情報が複数ある場合は、「釈放日」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」 | ①「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「保釈許可取消決定」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」 | ②<11>の条件を満たす身柄裁判履歴のうち最も古い身柄裁判履歴より後に登録されていること。 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>①から⑤ の全ての 条件を満 たす身柄 裁判履歴</p> | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」(「刑わ」), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「勾留執行停止決定」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ④「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「終局日」以降(「終局日」を含む。「身柄裁判日」が「終局日」と同一の場合は,当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」,「判決(執行猶予)」,「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されている場合,集計対象としない。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「釈放日」 | ⑤「身柄裁判履歴一覧」の「釈放日」が入力されていること。 |
| <p>①から⑤ の全ての 条件を満 たす身柄 裁判履歴</p> | 事件入力画面(AS03)の「事件符号」 | ①「(わ)」(「刑わ」), (特わ)及び(合わ)を含む。)又は「(た)」が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ②「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」が「保釈取消決定」であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 | ③「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」に年表の年度内の日付が入力されていること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」 事件入力画面(AS03)の「終局日」 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判要旨」 | ④「身柄裁判履歴一覧」の「身柄裁判日」が「終局日」以降(「終局日」を含む。「身柄裁判日」が「終局日」と同一の場合は,当該身柄裁判履歴の後に、「身柄裁判要旨」が「判決(実刑)」,「判決(執行猶予)」,「判決(補導処分)」又は「判決(罰金)」の身柄裁判履歴が登録されている場合,集計対象としない。)であること。 |
| | 身柄入力画面(BS02)の「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」 | ⑤「身柄裁判履歴一覧」の「収容日」が入力されていること。 |

※ 「終局日」が未入力の場合は、出力する年表の年の翌年1月1日として集計する。